

長舎と官衙研究の現状と課題

大橋泰夫（島根大学）

はじめに

長舎は7世紀半ば以降、都城を中心に地方官衙を中心に用いられる例が多く、その実態をあきらかにすることは、都城と地方との関係や国郡制の形成過程を知る手がかりとなる。とくに、政庁に7世紀後半から8世紀前葉にかけて採用され、8世紀前葉以降に定型化したコの字型配置の政庁に転換していくことが、各地の国庁・郡庁で認められる。こうした長舎から定型化政庁への変遷過程は、7世紀後半の国評制から国郡制による律令国家の統治システムの整備と深く関わるものと推測される。

山中敏史がまとめた、平城宮・地方官衙の掘立柱建物の平面形式によれば、桁行が7間を超える長舎は、官衙に数多く用いられていることがあきらかにされている（文献129-57頁）。加えて、「地方官衙の官舎（総柱建物を除く）には、桁行総長が30m以上におよぶ長大な建物がみられる。これは集落や居宅の建物にはみられない特徴の一つである。これらの建物の梁行総長は6m以下であり、ほとんどが無廂建物である。これらの建物は主に国庁や郡庁の殿舎に見られる」（文献88-144～151頁）ことがあきらかにされている。

ここでは、桁行7間以上の細長い建物を長舎の目安として検討をおこなう。まず、長舎が国庁や郡庁に多用されることから、政庁を中心に長舎をみていくことにする。長舎は政庁だけでなく、さまざまな官衙施設としても採用されているので、駅家や郡衙正倉などについても検討をおこなう。

I 長舎と政庁

(1) 先行研究

地方官衙の政庁の説明にあたり、定型化した国庁については、山中敏史の分類にしたがって、長大な脇殿が正殿左右まで延びる長舎型、正殿前面左右に二棟ずつの脇殿がある大宰府政庁型、正殿・脇殿が

品字状をとる城柵政庁型の3類型とする。山中は建物配置から国庁の特徴を次のようにまとめる（文献88-132頁）。「国庁は周囲が塀や溝で圍繞された一院を形成している。その北寄り中央に正殿を設け、その前面の前庭を挟んで左右に脇殿を配置した左右対称の整然とした建物配置をとる。中には伊勢・近江国庁のように、高度の地割計画にしたがって建物が配置されている例もある。また、前殿を伴う国庁では、後述する国庁院のほぼ中心位置に前殿を配置するという計画性が認められる例が多い。」

近年の調査成果を加えて、青木敬も初期国庁との違いを検討するなかで定型化国庁の定義をおこなう。後殿の出現を重要な要素とし、「①後殿の出現、②正殿・前殿・後殿・脇殿などの建物は方位にのっとり計画的に配置され、③それらは建物から独立した塀などの遮蔽施設によって方形に区画される、以上を建物配置からみた定型化国庁の定義」とする（文献1）。

後殿の出現は定型化国庁を考える上で重要な指摘だが、下野国庁、常陸国庁、陸奥国庁（多賀城政庁）のように、後殿は当初なかったり最終期まで欠けている例があることから、定型化国庁の定義は、山中氏の整理にしたがって、「塀で圍繞された一院の中に、正殿・脇殿が塀と分離して左右対称の整然とした建物配置をとり、南面する」としておく。

ただし、諸国でまず導入された定型化国庁をみていくと、長舎型、大宰府政庁型、城柵政庁型といっても、国ごとの違いも認められ、そうした違いをどのように評価していくかが問題である。

なお、長舎型・大宰府政庁型・城柵政庁型として、8世紀第2四半期以降に諸国の国府で設けられる政庁が国庁の始まりとされたが、筆者は7世紀末から8世紀初頭には広く国庁が設置されたと考えている（文献22）。そうした初期国庁のなかに、独立した塀で圍繞せずに長舎が塀を兼ねた例も含まれている。

一方、郡庁について、山中は建物配置から郡庁をⅠ～Ⅷ類に分ける(文献88-160頁)。他の分類案(文献4・6・83・98)もあるが、山中分類案によれば、建物を口の字型配置としたもの(Ⅰ類や省略形のⅣ類)、正殿と脇殿でコの字型配置をとるもの(Ⅱ類や省略形のⅤ類)、品字型配置のもの(Ⅲ類や省略形のⅥ類)、脇殿がなく左右非対称の変則的な配置をとるもの(Ⅶ類やⅧ類)となる。郡庁で多くみられる、口の字型配置としたⅠ類については、建物構造からⅠA類(長舎連結型)、ⅠB類(短舎連結型)、ⅠC類(回廊型)とする。

筆者は、定型化前の国庁と郡庁については、建物配置から明確に分けることが難しいと考えている。したがって、初期国庁を含めた政庁についても、口の字型配置・コの字型配置・品字型配置を用いる。

創設期の郡庁 創設期の郡庁は、長舎を多用しており、口の字型、コの字型、品字型配置とその省略変形型にまとめられてきた(文献88-160頁)。定型化国庁と異なり、殿舎が塀を兼ねた、長舎囲い型が多い。

郡庁の祖型について、阿部義平は口の字型長舎囲い型を郡庁の出発点とし、その配置は国庁院や朝堂院、太政官曹司の配置とは異なり、7世紀代の畿内の宮殿遺構(飛鳥稲淵宮殿跡・斑鳩宮跡など)と類似するとした(文献4)。また、豪族の居宅に系譜を求める案もあった(文献104-30頁)。

これに対して、山中は初期の郡庁には口の字型長舎囲い型に限らず、コの字型配置も採用されている点や全国的に地域差も認められない点から、「宮城の政庁である朝堂院や内裏中枢施設を主な手本とし、長舎や回廊が多用された7世紀代の宮殿・官衙スタイルの要素がそれに加わって、地方官衙の政庁として創出された構造であった蓋然性が高い」とし、「長舎を伴う構造は、宮中枢施設の構造や長舎主体で構成されている藤原宮の曹司などと類似しており、後者の品字型配置は平城宮兵部省や宮内省などの曹司配置との類似性が認められる。郡庁の構造はそうした宮城施設の構造の影響も受けて創出されたスタイルであった可能性がある」とする(文献127-66～76頁)。

阿部義平や山中敏史による、地方官衙の建物配置が律令期の中央官衙や宮殿を祖型とする説に対して、海野聡は律令制度以前から存在した小墾田宮などの宮の形式を受け継いだとみて、地方官衙政庁の建物配置について、前庭空間が儀式や饗宴空間として重要な役割を果たしたと評価しつつ、前殿・後殿の有

無や脇殿の建物数も異なる点を重視する(文献17)。律令制度前の宮が、地方官衙政庁の直接的な祖型とみる上での問題は、地方官衙で政庁が出現するのが7世紀第4四半期以降になることであろう(文献128-168頁)。

郡庁の祖型を考える上では機能が重要であり、郡庁の建物配置が宮城中枢施設や国庁と同じく、中央部に前庭を設けそれを囲むように正殿・脇殿などを整然と配置した一院を形成していることから、「国庁における政務・儀式・饗宴と同様の行為が、その形を変えながらも郡庁で実施されていたことを物語る」と考えられる(文献88-160頁)。

小笠原好彦も、「これらの配置の祖型は7世紀末に出現した藤原宮の大極殿と四周に回廊がめぐる大極殿院的な配置が構想された可能性が高い」とする。品字型については、弥勤寺東遺跡(武義郡衙)例をあげ、「その祖型は、前期難波宮である孝徳朝の難波長柄豊碓宮の内裏中枢部、また法隆寺東院下層で見ついている7世紀前半の斑鳩宮想定遺構、7世紀後半の飛鳥の稲淵川宮殿遺跡などに求められる」とし、口の字型、コの字型、品字型建物配置の祖型を中央官衙(宮都)に求める(文献31-43～44頁)。

地方官衙の政庁の祖型は、7世紀後半以降の宮殿との関係が深いとみるのが妥当であろう。

小 結 これまでみてきたように、国庁と郡庁はそれぞれ特徴が異なる政庁と分類され理解されてきた。筆者は、定型化前の国庁と郡庁については、建物配置から明確に分けることが難しいと考えている。後述するように、定型化国庁に先行する初期国庁は、長舎囲い型の政庁(口の字型・コの字型・品字型)を採用している場合が多く、郡庁と構造的には関わりが強かったとみている。

(2) 長舎を用いた政庁の成立

長舎をコの字型、口の字型に配置し、中央を庭とした建物配置は儀礼空間としての機能が想定できる。こうした配置は、福岡県比恵遺跡や奈良県石神遺跡など6世紀後半～7世紀中頃にもみられる。

北部九州の事例 福岡県比恵遺跡(資料編292頁)では、6世紀後半以降に作られた三本一単位で柱列を連ねた柵状遺構(三本柱柵)で区画された高床倉庫群と、両側に三本柱柵を連結させた細長い側柱建物が見つまっている(図1、文献59・101・102)。6世紀後半後葉